

平成30年度 建設副産物実態調査について

【概要版】

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課
環境・リサイクル企画室

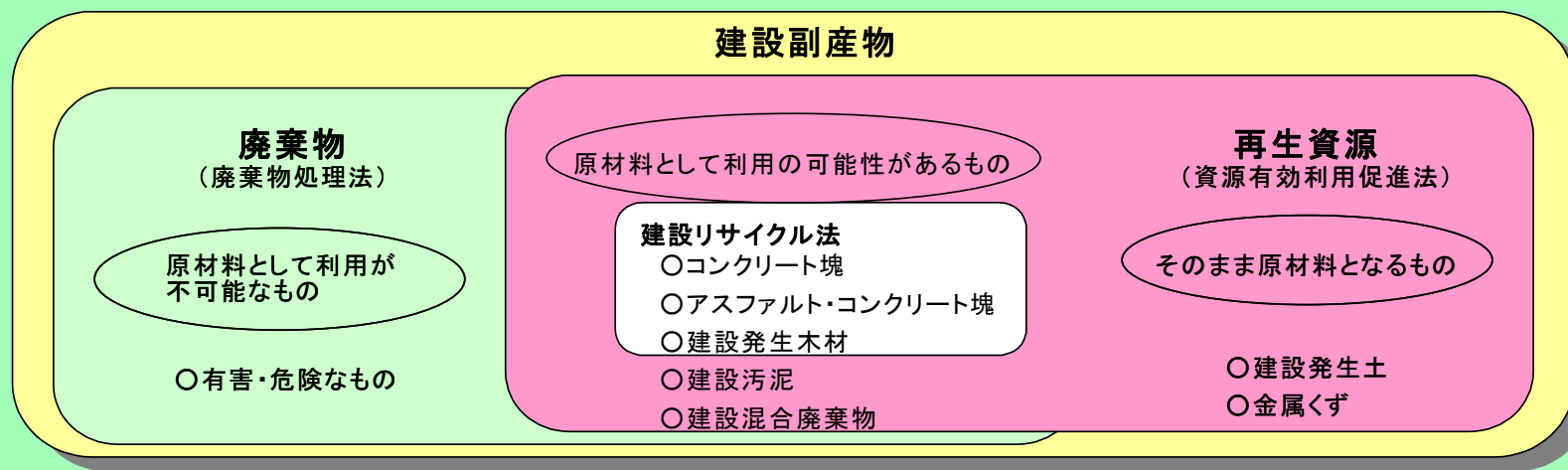
① 調査目的

建設副産物対策を総合的に推進することを目的に、諸施策の策定やその評価に必要な排出量や再資源化等の動向に関する実態を把握する。

・建設副産物とは…

建設工事（土木・建築）に伴い副次的に得られた物品

例：コンクリート塊、木材、汚泥、建設発生土など



・諸施策とは…

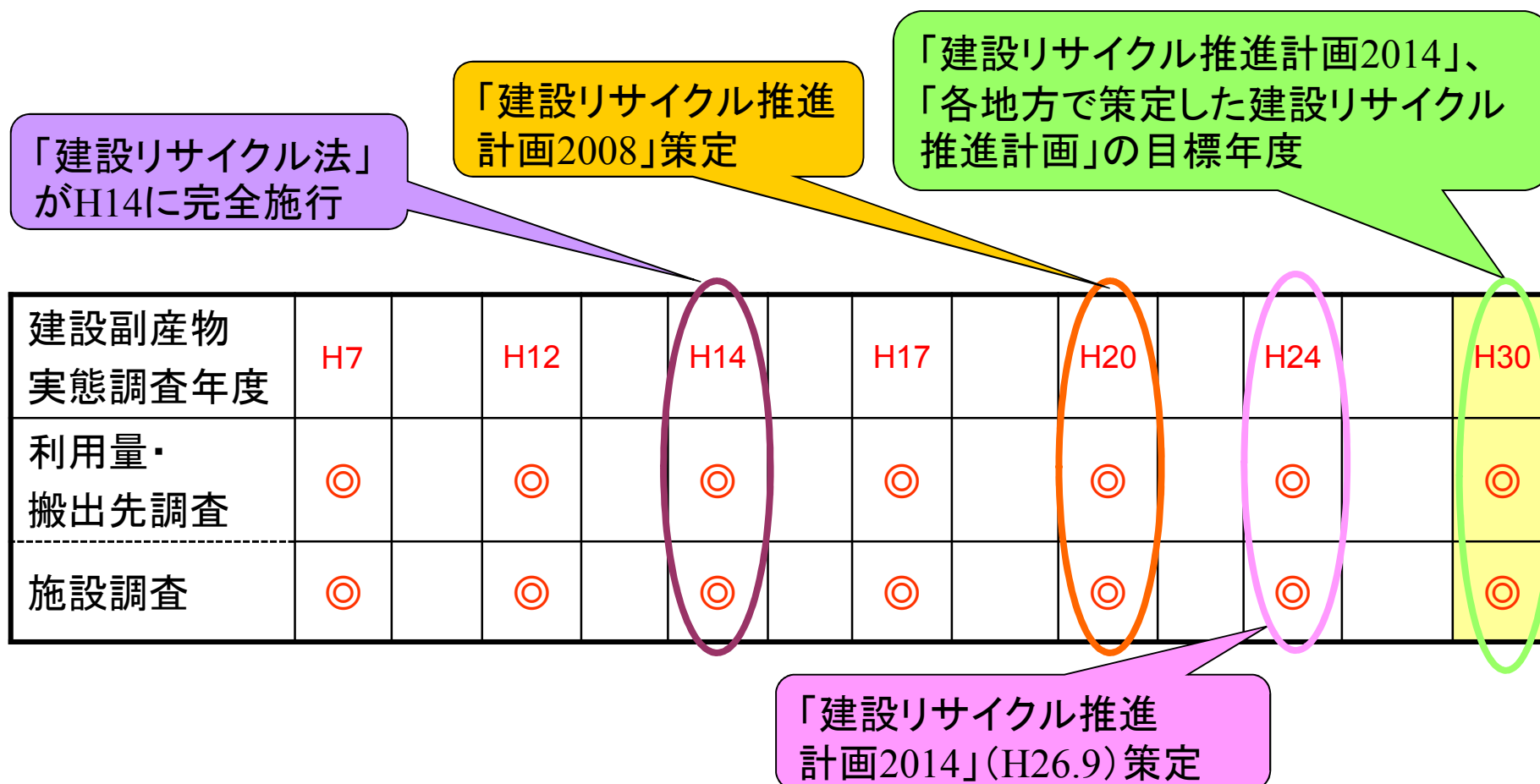
「建設リサイクル法」

「建設リサイクル推進計画2014」

「各地方で策定した建設リサイクル推進計画」 など

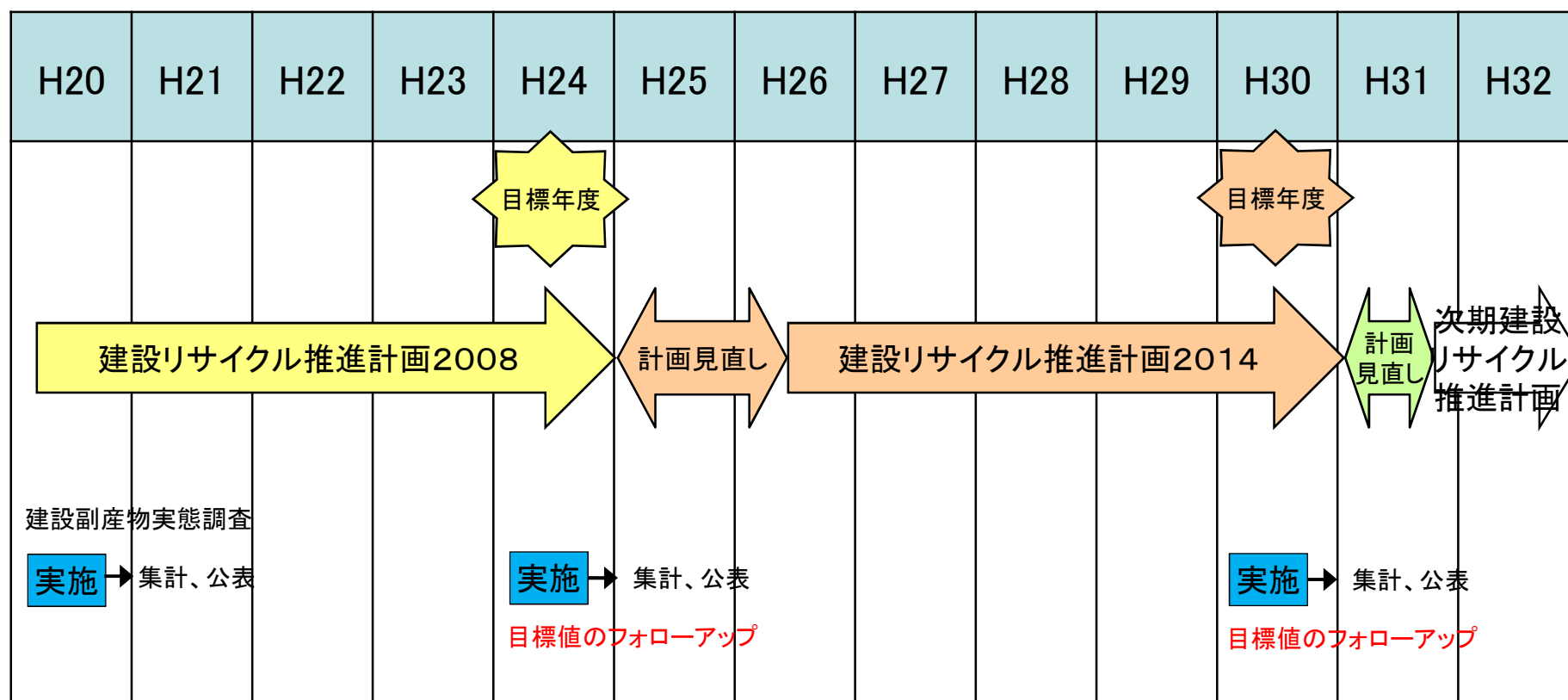
②調査周期

- ・センサスは、概ね**5年周期**で実施。
- ・平成30年度は、「建設リサイクル推進計画2014」及び「各地方で策定した建設リサイクル推進計画」の目標達成状況や次期建設リサイクル推進計画策定のための基礎情報を把握するため実施。



③ 必要性・スケジュール

- 「建設リサイクル推進計画2014」（平成26年9月）の目標年度が平成30年度であり、その目標値のフォローアップを行う必要がある。
- 新たな建設リサイクル推進計画の策定（平成31年度策定予定）に向け、目標指標や目標値、施策などを検討するための基礎資料とする。
- 調査実施年度：平成30年4月1日～平成31年3月31日

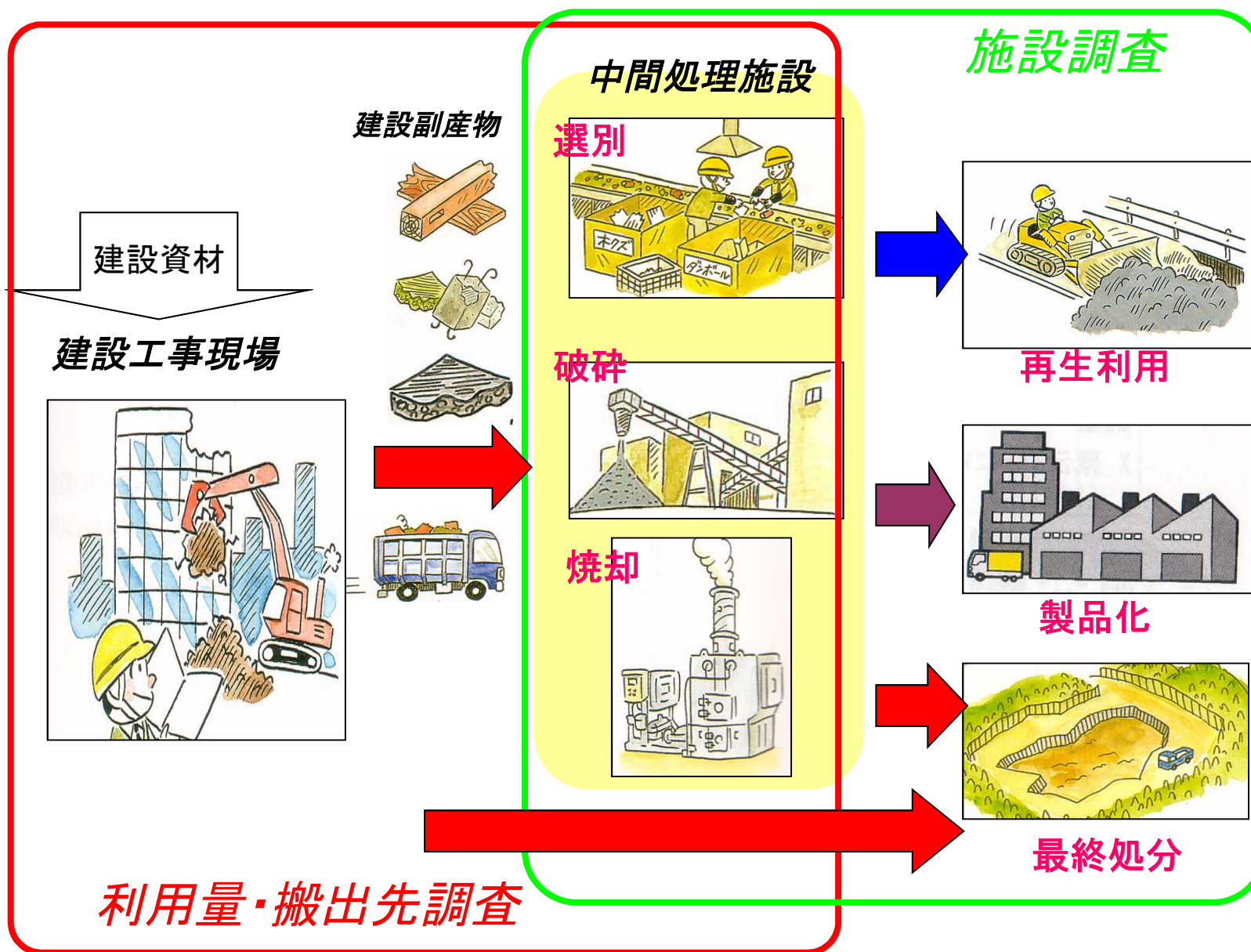


③ 調査種類と対象

- ・ 建設副産物実態調査には、利用量・搬出先調査、再生処理施設の稼働実態調査（以下、「施設調査」という）の2種類がある。

	目的	調査対象	報告者数	回答者
利用量・搬出先調査	建設副産物の利用量・排出量等を把握	公共工事、民間公益工事、民間工事	約27,000社	建設工事元請業者
施設調査	中間処理施設等の稼働実態を把握	中間処理施設、最終処分場、建設発生土利用促進施設	約9,000社	施設保有事業者

③ 調査種類と対象



(1) 利用量・搬出先調査

- 工事概要(工事名、種別、発注者、請負業者、請負金額、工期等)
- 建設資材利用量(搬入利用量、現場内利用量)
- 建設資材に占める再生資材利用状況及び再生資材の供給元
- 建設副産物の発生量、現場内利用・現場内減量化状況、場外搬出状況、運搬距離

(2) 施設調査

- 中間処理施設等の設置状況、処理能力
- 最終処分場の設置状況、残余容量
- 再資源化施設での再資源化・減量化・最終処分状況

⑤ 調査対象品目

建設資材【搬入】

- ◆土砂
 - 山砂、山土などの新材
 - 土質改良土
 - 建設発生土
 - 浚渫土
 - 建設汚泥処理土
 - 再生コンクリート砂
- ◆コンクリート
 - コンクリート
 - コンクリート二次製品
- ◆木材
- ◆アスファルト・コンクリート
- ◆碎石
 - 鉋さい
 - クラッシャーラン
 - ぐり石、割ぐり石、自然石
 - その他の碎石

建設副産物【搬出】

- ◆コンクリート塊
- ◆アスファルト・コンクリート塊
- ◆建設発生木材A(木材が廃棄物となったもの)
- ◆建設発生木材B(伐木材、伐根材等が廃棄物となったもの)
- ◆建設汚泥
- ◆金属くず
- ◆紙くず
- ◆廃プラスチック類(廃塩化ビニル管・継手除く)
- ◆廃塩化ビニル管・継手
- ◆廃石膏ボード
- ◆その他分別された廃棄物
- ◆建設混合廃棄物
- ◆建設発生土
- ◆浚渫土

* 下線: 施設調査での対象品目(9品目)

⑥ 調査手法

- ◆ 「利用量・搬出先調査」 ⇒ システム、電子データ配布・回収
「EXCEL形式のセンサス調査票」、「COBRIS」、「建設リサイクル報告様式」
- ◆ 「施設調査」 ⇒ 電子データ配布・回収、紙帳票配布・回収
「EXCEL形式のセンサス調査票」

「利用量・搬出先調査」

区分		調査対象工事	記入者	調査対象工事規模
公共工事	国土交通省直轄	地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事	公共工事の元請業者 JVについては、代表会社が作成	全ての工事 (請負金額100万円以上)
	農林水産省直轄 その他の国の機関	地方農政局の発注工事 文部科学省、防衛省の発注工事		
	特殊法人等	国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等の発注工事		
	都道府県	都道府県及びその外郭団体の発注工事		
	政令市	政令指定都市及び その外郭団体(地下鉄含む)の発注工事		
	市町村 (政令市除く)	東京23区、政令市以外の市町村及び その外郭団体の発注工事		
民間公益工事 (電力、ガス、電気通信、 JR、大手私鉄各社)	各地方の電力、ガス会社、電気通信系会社、JR、大手私鉄各社の発注工事	民間公益工事の元請業者		
民間工事 (民間公益工事除く)	日本建設業連合会、プレハブ建築協会、日本ツーバイフォー建築協会、日本木造住宅産業協会、日本道路建設業協会、全国建設業協会加盟の都道府県建設業協会、全国解体工事業団体連合会加盟の都道府県解体業協会、全国工務店協会 上記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、上記民間公益工事以外の民間工事(個人発注も含む)	民間工事の元請業者 (民間公益工事除く)	民間工事のうち、以下の①及び②の工事を対象 ①平成30年度(通年)に完成した「資源有効利用促進法に定められた一定規模以上」の工事 ②平成30年度9月に完成した「請負金額100万円以上」の全ての工事	

⑥ 調査手法

「施設調査」

調査対象施設	記入者	回答方法
<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土利用促進施設 ・建設廃棄物の再資源化処理施設、中間処理施設 ・建設廃棄物の最終処分場 	施設保有事業者	紙帳票配布・回収。 ※電子データ (ホームページで掲載)でも提出可。

*資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

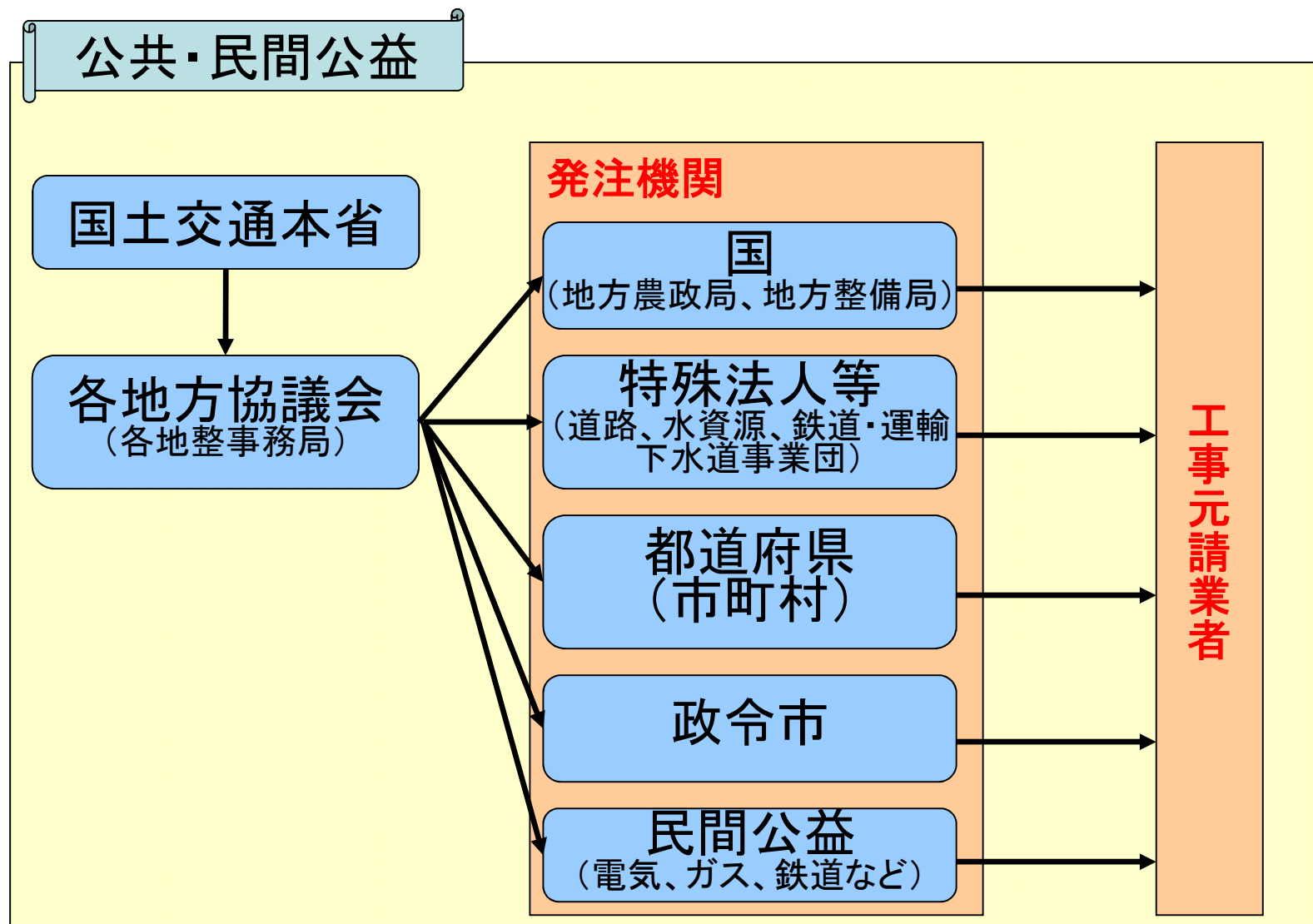
再生資源利用計画書(実施書)	再生資源利用促進計画書(実施書)
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する 建設工事 1. 土砂……………1000m ³ 以上 2. 砕石……………500t以上 3. 加熱アスファルト混合物…200t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する 建設工事 1. 土砂……………1000m ³ 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> } 合計 200t以上 </div>

* 建設資材(生コンクリート、木製資材)及び建設廃棄物(建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他に分別された廃棄物、建設混合廃棄物)は、資源有効利用促進法で定められている品目ではないが、調査対象となる工事の中で、これらの品目が利用又は発生する場合には、あわ 9 せて回答する。

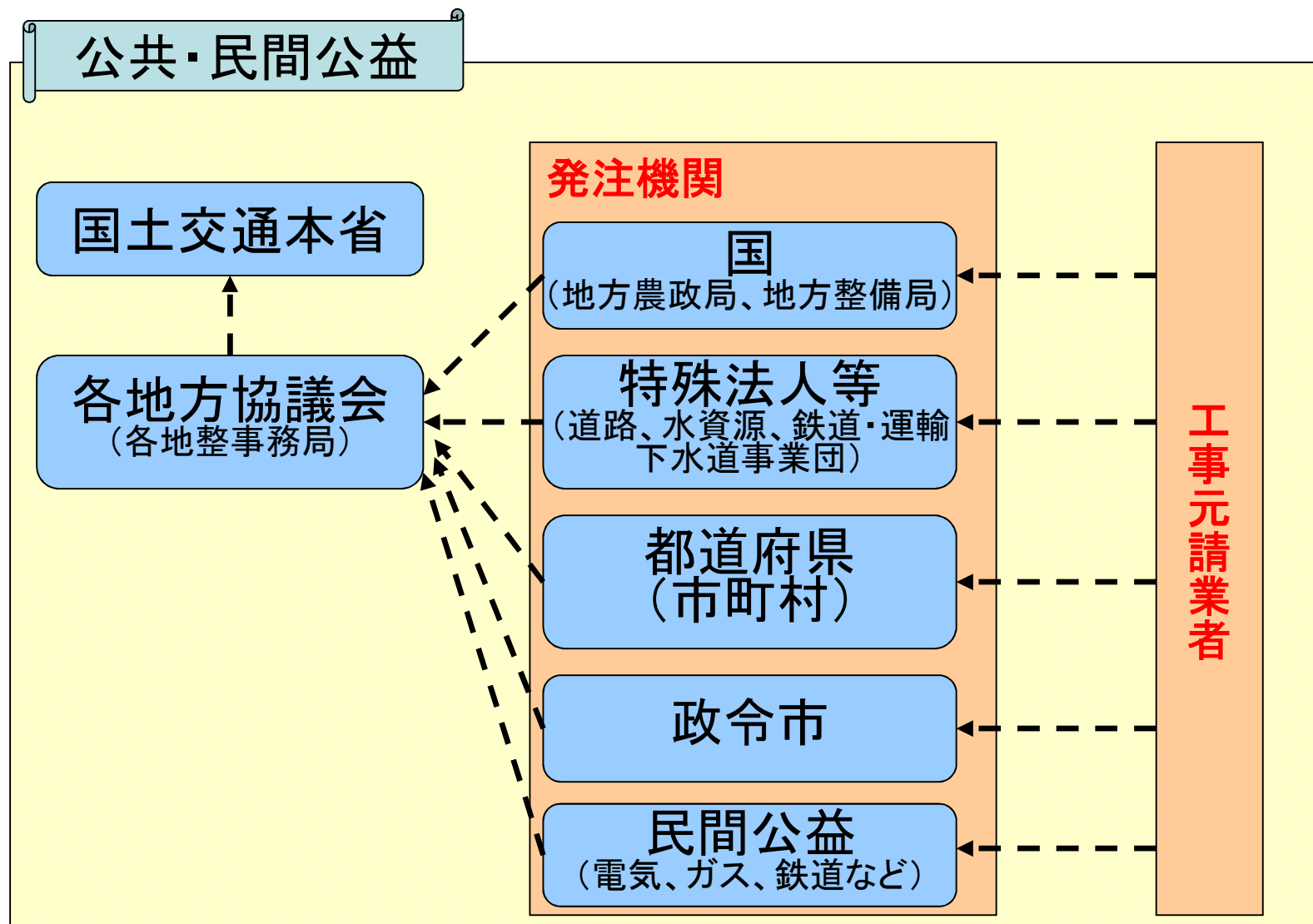
⑦利活用実績

- 「建設リサイクル推進計画2014」
- 「各地方版建設リサイクル推進計画」
- 東京都建設リサイクル推進計画
- 千葉県建設リサイクル推進計画
- 茨城県建設リサイクル推進行動計画
- 山梨県建設リサイクル推進計画
- 大阪府建設リサイクル推進計画
- 川崎市建設リサイクル推進計画 等

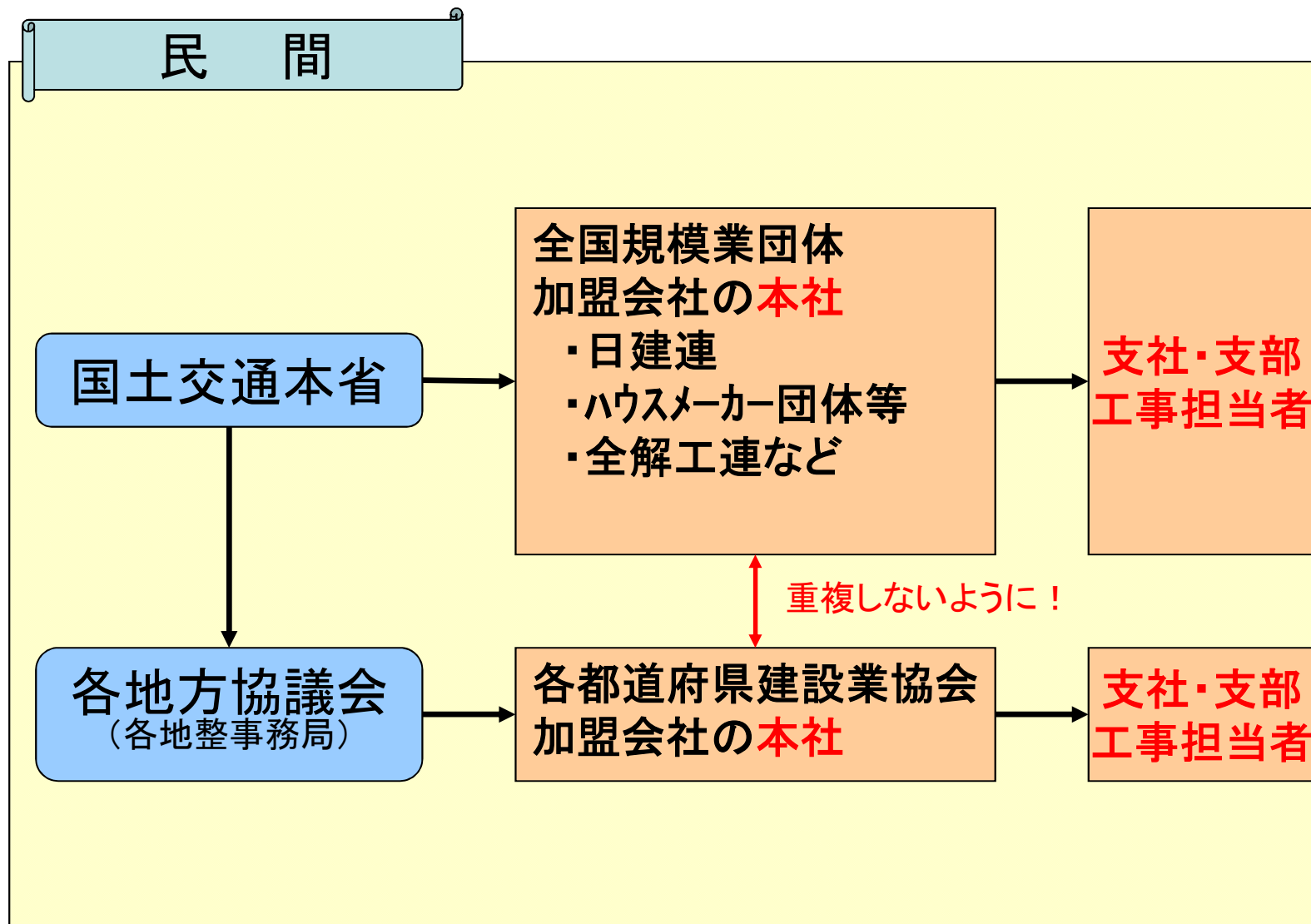
⑧ 調査依頼（利用量・搬出先調査）



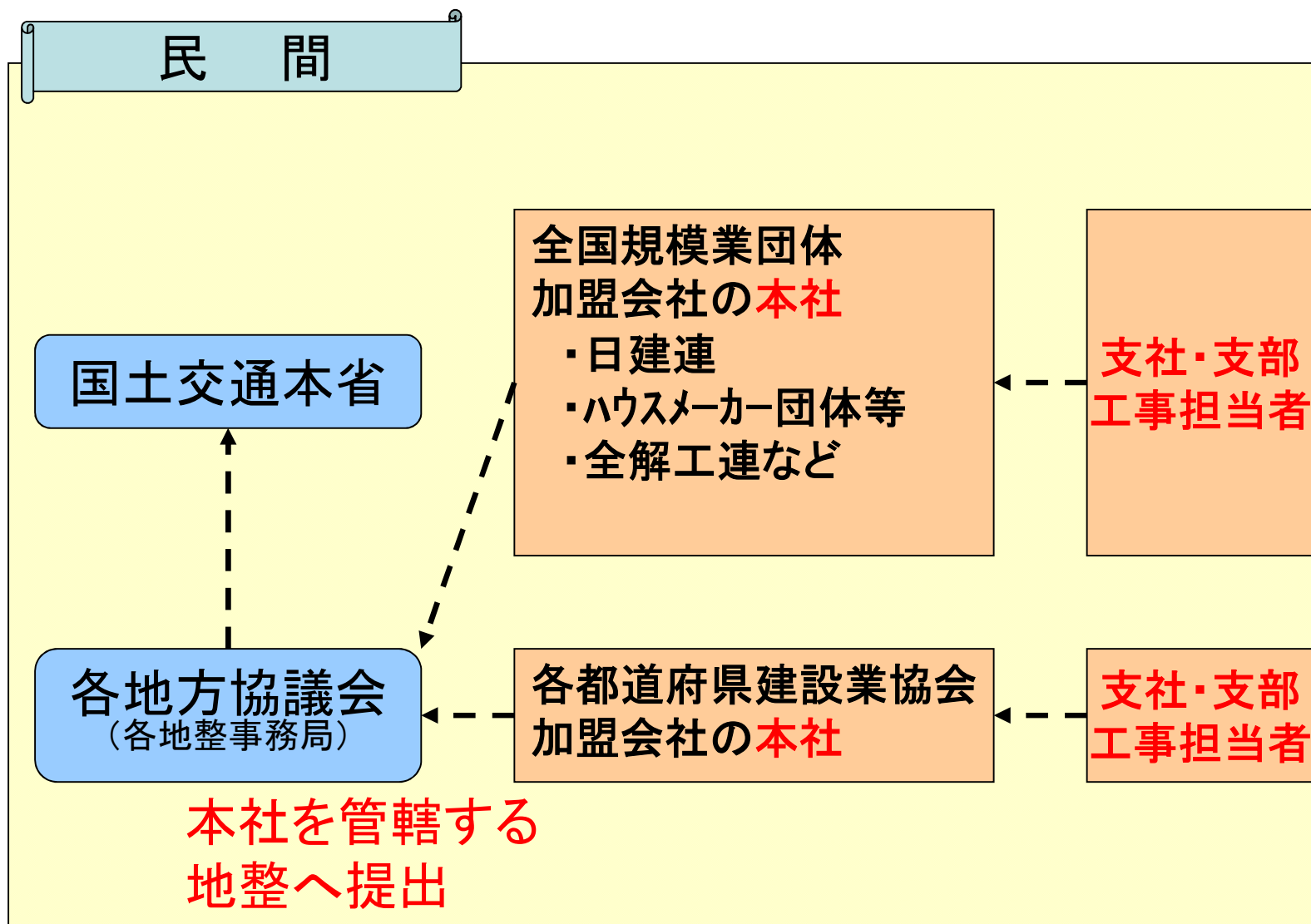
⑧回収方法(利用量・搬出先調査)



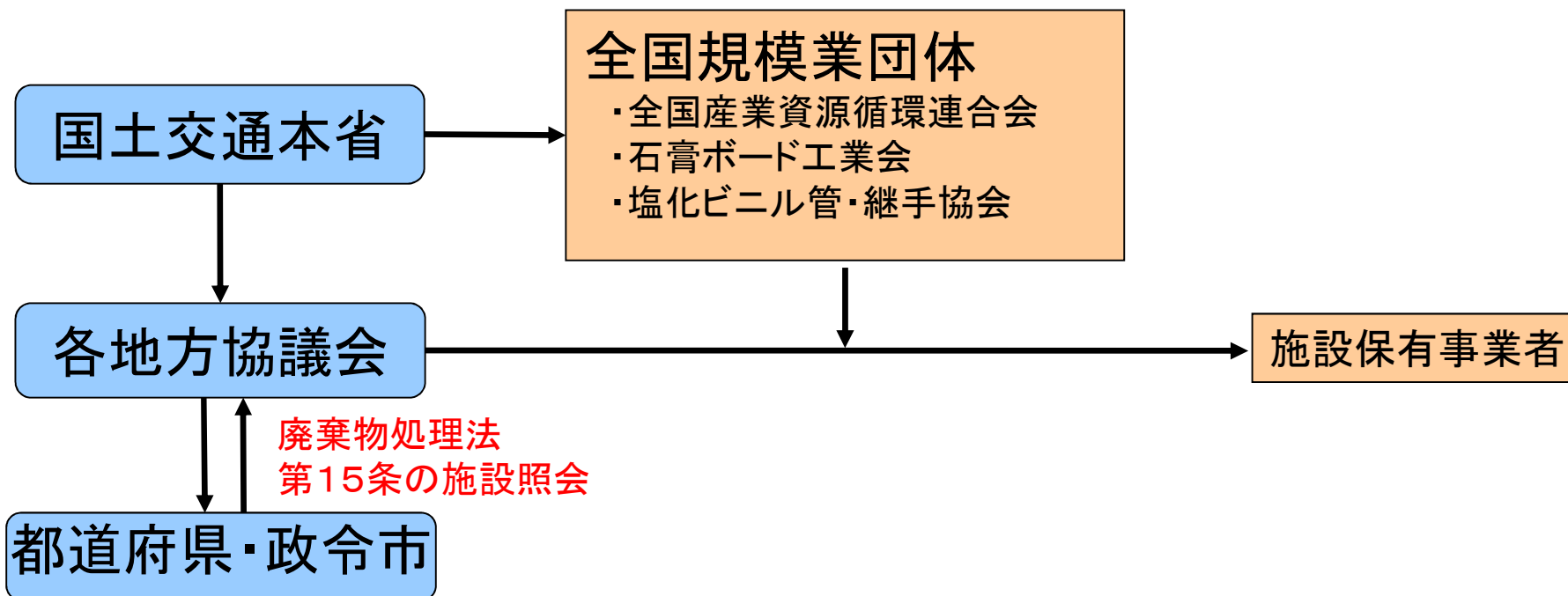
⑧調査依頼(利用量・搬出先調査)



⑧回収方法(利用量・搬出先調査)



⑧調査依頼（施設調査）



⑧回収方法（施設調査）

